



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 池 上 通 信 機 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 松 原 正 樹  
(コード番号 6771 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 取 締 役 鈴 木 玉 生  
(TEL.03-5700-1113)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 68 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日付で施行され、上場会社の株式にかかる株券が一斉に電子化されました。これに伴い、当社定款上、不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定または文言について削除、修正等の変更および条数の繰り上げを行うものです。〈現行定款第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条〉  
また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を新設するものです。
- (2) 株式取扱規程において、株主権行使についての手続を定めていること等を明確にするため、現行定款第 12 条(株式取扱規程)を変更するものです。

2. 変更の内容

別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)

以 上

<別紙>

定款変更案新旧対照表

(下線は変更部分です。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 7 条 (株券の発行) 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第 8 条 (自己株式の取得) (条文省略)</p> <p>第 9 条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 1. <u>当社の単元株式数は、1,000株とする。</u> 2. <u>当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。</u></p> <p>第 10 条 (単元未満株式についての権利) <u>当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1)～(3) (条文省略)</p> <p>第 11 条 (株主名簿管理人) 1. 条文省略 2. 条文省略 3. <u>当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第 12 条 (株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 13 条～第 41 条 (条文省略)</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(削除)</p> <p>第 7 条 (自己株式の取得) (現行どおり)</p> <p>第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削除)</p> <p>第 9 条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>第 10 条 (株主名簿管理人) 1. 現行どおり 2. 現行どおり 3. <u>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第 11 条 (株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱いおよび手数料、<u>株主権行使の手続等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 12 条～第 40 条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p><u>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p><u>第 3 条 前 2 条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって削除する。</u></p>

以上